

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成29年度第1回 さいたま市入札監視・苦情検討委員会
2 会議の開催日時	平成29年8月22日(火) 午後2時00分から午後3時30分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所議会棟2階第4委員会室
4 出席者名	青山 隆治委員長、大野 夏美委員、 小林 玲子委員、高端 正幸委員 平澤 憲委員 他 事務局職員
5 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 別紙次第のとおり (公開・非公開の別) 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴者の数	0人
8 審議した内容	別紙会議概要のとおり
9 問合せ先	財政局契約管理部契約課 電話番号048-829-1179
10 その他	

平成29年度

第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会

会 議 次 第

日 時：平成29年8月22日（火）

午後2：00～

場 所：さいたま市役所

別館2階第4委員会室

1 開 会

2 委 員 長 互 選

3 委 員 長 あ い さ つ

4 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第1号 再苦情審議結果について ……資料1 1頁～9頁

報告第2号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について
……資料2 10頁～12頁

報告第3号 入札参加停止状況について ……資料3 13頁～15頁

(2) 議 案

議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札） ……資料4 16頁～25頁

議案第2号 工事請負契約に係る審議（通常指名競争入札）
……資料4 26頁

※ 案件は、平成29年1月～平成29年6月において発注したもの

5 そ の 他

6 閉 会

さいたま市入札監視・苦情検討委員会

委員名簿

【50音順】

氏名	職業	備考
アヤマ リュウジ 青山 隆治	弁護士	H26.4.1 委嘱
オノ ナツミ 大野 夏美	公認会計士	H26.4.1 委嘱
コバヤシ レイコ 小林 玲子	弁護士	H29.7.1 委嘱
タカハシ マサユキ 高端 正幸	大学准教授	H29.7.1 委嘱
ヒラサワ オサム 平澤 憲	元さいたま市社会福祉事業団 常務理事	H29.7.1 委嘱

(敬称略)

平成29年度第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会

会 議 概 要

日 時：平成29年8月22日（火）

午後2時00分から午後3時30分

場 所：さいたま市役所 別館2階第4委員会室

出席者：青山委員長、大野委員、小林委員、高端委員、平澤委員

事務局：霜田契約管理部長、鶴田契約課長、

内田契約課長補佐、松本契約課係長、駒崎契約課係長

森田契約課主査、長橋契約課主査、岩瀬契約課主査、

小山管財課長、都築管財課副参事、

城川管財課長補佐、吉澤管財課主事

（契約課長補佐）

これより、平成29年度第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会を開会いたします。

本日進行を務めさせていただきます財政局契約管理部契約課の内田と申します。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

早速ではございますが、議事に入る前に、さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則第2条の規定に基づきまして、互選により委員長を決定したいと存じますが、いかがいたしましょうか。

（平澤委員）

今回の委員方で、2人が再任用ということで、できれば経験のある青山さんに委員長を再びお願いできないかと思うのですが。ご賛同があればお願いしたいのですが。

（青山委員）

分かりました。

（契約課長補佐）

ありがとうございます。青山委員にお願いしたいとのことですが、何かご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、青山委員に委員長になっていただくということで、委員長席に移動していただきたいと存じます。

改めまして、青山委員長より、ご挨拶をお願いいたします。

【青山委員長 挨拶】

（契約課長補佐）

ありがとうございました。では初めに、本委員会の事務局職員を紹介させていただきます。

【事務局職員 紹介】

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。まず、事前に送付させていただきました会議資料と参考資料、契約関係規程集でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則第3条第2項の規定に基づき、これから

の議事の運営を委員長にお願いしたいと思います。青山委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

改めまして、皆様よろしくお願いいたします。

ここで、委員の出欠状況の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

(契約課長補佐)

本日の欠席者は、おりません。よって、規則第3条第3項の規定に基づき本委員会の会議要件を満たしていることを報告いたします。

(委員長)

本日の案件は、お手元の次第でございますとおり、報告事項が3件、議案が2件ございますけれども、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第4条第1項の規定により、本委員会の公開・非公開についての決定を行いたいと思います。非公開に該当する案件があるかを事務局に伺います。

(契約課長補佐)

はい。

本日の会議で非公開事項に該当する報告事項及び議案はございません。

以上でございます。

(委員長)

分かりました。それでは、本委員会を公開といたします。

事務局の方で、傍聴者がおりましたら入場させてください。

(事務局)

傍聴者はおりません。

(委員長)

分かりました。それでは、議事に入ります。

報告事項の報告第1号「再苦情審議結果について」事務局から報告をお願いします。

【契約課長 報告第1号説明】

(委員長)

ありがとうございます。報告第1号について、何か質問・ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。この報告第1号に関する意見等は、なしということで承認いたします。

続きまして、報告第2号「工事請負契約に関する入札及び契約状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

【契約課長 報告第2号説明】

【管財課長 報告第2号説明】

(委員長)

はい。ありがとうございます。以上の報告第2号について、何か質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。特段、この報告等については、このままでよろしいですか。それでは、報告第2号に関しての意見等は、なしということで承認いたします。

続きまして、報告第3号「入札参加停止状況について」、事務局から報告をお願いします。

【契約課長 報告第3号説明】

(委員長)

はい、ありがとうございます。ただいまの報告第3号について、何か質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

(小林委員)

今回、初めて参加しているわけですが、入札参加停止される企業は、多いものなのでしょうか。新聞を読んでいる限り入ってきている情報でなかったものです。毎年半年分ですとこのくらいの件数なのでしょうか。

(契約課長)

だいたい、これくらいの件数です。結構多いかもしれないですけど、行っているところでございます。

(小林委員)

会社名は、毎回変わっていくわけですよね。

(契約課長)

ご指摘のとおりです。

(小林委員)

同じところが出ているわけではなく。

(契約課長)

同じ事故を起こさなければその業者はならないです。会社は違っています。

(大野委員)

13番の株式会社ユーディケーさんについて、処分日の決定が5月19日ですよね。抜き出した道路修繕工事463号の中に、ユーディケーさんが入っているのですが、これは、日付自体は大丈夫なのですか。

(契約課長)

指名停止期間の間だけは、入札参加できない、契約が出来ない形になっていますけれども、その期間にあたっていなければ契約することは可能となっております。

(大野委員)

そうすると、入札日時が5月16日で、処分日が19日だから、一応16日時点では入札資格があったということになるのでしょうか。

(契約課長)

契約した段階で、入札参加停止に入っていなければ、その工事そのものは、契約は有効という形になりますので、16日の入札の結果によって落札したものは有効になります。入札の参加が出来ない期間が19日からになりますので、それ以降の入札については参加されていない。

(大野委員)

その辺の、以前、情報ソースをどこから集めてくるのか、他県で起こったことは、情報収集網羅するのは難しいじゃないですか。処分決定日の基準というものですか、その辺が結構ぎりぎりになってくるとまた色々問題がおこってしまうのではないかと思うのですが。その辺の基準はきちんと決まっているのですか

(契約課長)

その、決まりと言いますか、案件が出て調査をさせていただきまして、その結果を火曜日に行

います庁内の副市長を筆頭としました審査委員会に諮らせていただいて、適切だということになりますと、市長決裁を取らせていただきます。市長決裁をとった日の翌日から指名停止がかかりますので、だいたいかかるのがその案件のはじまった木曜日か金曜日。流れは決まっています。その間の事件の収集につきましては、アンテナを張り巡らせておりました、県の方から通知が流れたりとか、事故が起きたら速やかに報告とか、案件があつて速やかに諮ることになっておりました、そういう中での流れという形になっております。

(大野委員)

今、速やかにという言葉があつたのですが、知りえた日からという表現にするほうが。

(契約課長)

知りえた日という基準もご指摘のとおりなのですが、工事関係者事故ですと、その事故報告がありまして、その事故報告に基づきまして、工事所管課、業者を呼び出しまして、ヒアリングを行います。市内の業者ですと、ヒアリングを行ったうえで、間違いなくこれは事故だと確定した日から速やかに流している関係がございます。それから県外の業者、市外の業者につきましては、インターネット等の情報で略式命令、逮捕された情報があつてからとなりますので、知りえた時からですと若干。

(大野委員)

グレーな、調べている最中に、その辺の基準をしっかりと定めていないと落としてしまつてということがあつたりすると大変だということが思いましたので。

(契約課長)

ご指摘の通り、今回ユーディケーさんが落札になつたのが1件、この期間にちょうど落札した案件があつたのです。電子入札で入札したのですが、開札されなかったのですが、電子入札で開札したときに落札者になつていた案件がありまして、それは辞退という取扱いになつたというのがありますけれども。確かにこの点については緊張感をといますか、業者にとってかなり大きな痛手になるというのは重々承知しているところでございます。

(大野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他に質問、ご意見等ございますか。では、私の方から、この11番の蓮田市の発注の関係なのですが、これは新聞報道をされたりして、あるいは市の職員さんが逮捕されたりと結構あつたのですが、何か情報というのは、これは単に聞いているだけなのですが、新聞報道ぐらいしか情報としてでてこないものなのですかね。

(契約課長)

県のネットワークというのがありまして、情報が流れる場合もあるのですが、このような逮捕事件になりますと新聞のほうが。官製談合とかになってきますと、県情報がFAXで送られてきたりするのですが。

(契約課長補佐)

失礼します。今回、県の方から入札参加停止情報ネットワークというのがありまして、送信されてきていますので、そちらで確認しております。

(委員長)

分かりました。他に何かありますか。

この件についても、特段、委員会としての意見はなしということで承認という形にしたいと思います。

それでは次に議案に入ります。

議案第1号「工事請負契約に係る審議（一般競争入札）」、同第2号「工事請負契約に係る審議（通常指名競争入札）」、についてですが、さいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領第3条第1項に基づき審議案件につきましては、あらかじめ、大野委員に抽出していただきました。

それでは、大野委員から本案件の抽出理由について、説明をお願いいたします。

（大野委員）

それでは、今回の議案となる案件でございますが、議案第1号から議案第2号につきまして、それぞれ抽出いたしました事案を一括して説明させていただきます。

抽出対象となる案件は、平成29年1月から平成29年6月までに実施した入札案件となっております。

はじめに【議案第1号その1】としまして、市長部局から「道路修繕工事（一般国道463号その2）」を抽出いたしました。

本議案は、今期、応札者が最多であり、かつ落札価格と同額での入札（電子くじ）が最多であった案件でございます。

工事場所は、桜区大字下大久保地内です。

次に【議案第1号その2】についてですが、市長部局から、「大宮駅西口第四地区上落合桜木線整備工事（第2期）」を抽出いたしました。

本議案は、今期、一般競争入札により発注した案件で、落札率が最も高い案件でございます。

工事場所は、大宮区桜木町1丁目地内です。

次に【議案第1号その3】についてですが、市長部局から「（仮称）岩槻人形博物館整備事業」を抽出いたしました。

本議案は、今期、一般競争入札により発注した案件で、総合評価を実施、かつ、設計施工を一括発注した唯一の案件でございます。

次に【議案第1号その4】についてですが、水道局から「拡第4653号配水支管布設工事」を抽出いたしました。

本案件は、新規参入業者の受注機会確保のため水道局に契約実績がないことを条件とした参加拡大の中で、予定金額が最も高額であった案件でございます。

工事場所は、中央区鈴谷2-752-2～2-792-5です。

次に【議案第1号その5】についてですが、水道局から「中央監視制御装置更新工事」を抽出いたしました。

本議案は、水道局発注の中で予定価格が最も高額であった案件でございます。

工事場所は、見沼区御蔵1567-1です。

続きまして、【議案第2号】といたしまして、市長部局から「下水道取付管工事（単契南管-29-S55）」を抽出いたしました。

本議案は、今期、指名競争入札により発注した案件で、落札率が最も低い案件でございます。

工事場所は、南部建設事務所管内で、主に桜区・中央区です。

最後に水道局につきましては、随意契約の該当となる案件はございませんでした。

また、市長部局、水道局ともに公募型指名競争入札、参加意向確認型指名競争入札につきまして、該当となる案件はなしとのことでした。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、議案ごとに審議していきたいと存じます。

初めに、議案第1号の工事請負契約に係る審議（一般競争入札）について、事務局から説明をお願いします。

(契約課長)

はい。それでは私の方から市長部局の議案につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。今回は、新たに就任される委員さんもおられますので、はじめにさいたま市の建設工事における契約の方法について簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

本市では、建設工事又は建設工事に伴う設計等の業務を受注するためには、建設業等の必要な許可を受けているほか、2年に1度実施させていただいております本市の競争入札参加資格審査におきまして、公共工事を直接受けようとする建設業者が必ず受けなければならない経営事項審査を受けていただいて、当該企業の経営状況など客観的事項を点数化した経営事項結果通知というものを提出していただいております。併せて、災害時の応援協定とか障害者雇用の進んでいる企業につきましては、本市の定める主観的事項を、審査結果を点数化いたしまして、それらを合算して格付けを行っております。

規程集の718ページをご覧くださいと思います。そちらに書いてございますように経営事項審査の結果や主観的点数などの区分によりまして、土木工事や建築工事などにつきましては、SからCまでそれぞれ4段階、電気や管工事などの工事におきましては、AからCまでの3段階に分けております。これらの格付けをしたことによりまして、今度は88ページの方をご覧くださいと思いますが、こちらに掲載しております発注標準に基づきまして、1億以上の下水道工事におきましてはS級、という形で、こちらに掲載しております発注標準に基づいて発注しているところでございます。また、先程説明させていただきました設計金額が1千万円以上の案件につきましては、一般競争入札を原則として発注しているというのが現在の流れとなっております。

【契約課長 議案第1号その1、その2、その3について説明】

【管財課長 議案第1号その4、その5について説明】

(委員長)

はい。ありがとうございます。議案第1号について、何か質問・ご意見等ございましたら、お願いします。併せて審議もお願いします。

私の方から、確認というか、議案第1号その3の関係なのですけれども、総合評価方式でやられたということなのですが、開札結果記録、評価値というのはどのように算出されるものなのでしたか。このHの値。

(契約課長)

評価値Hですか。

(委員長)

G技術評価点というのは、別紙の方で算出されて、このHというのはどのように算出されたのかと。

(契約課長)

Hそのものですね、技術評価点と価格点の合計でございます。

(委員長)

価格で出してしまう、純粹にそれで決まるという形なのですか。

評価にかかってしまうのですが、この技術評価を見ると差があったようなのですが、やはりこの案件については、このくらい内容によって評価が変わるような案件だったという理解でよろしいですか。私が経験したのと比べるとかなり点数の差があったような印象を持つのですけれども。

(契約課長)

適正な審査の結果、苦情も出ておりませんので、このくらいの差が。

(委員長)

今回の件では、評価として、このくらいの差が出てきたと。

(契約課長)

たまたまなのですが、予定価格を超過していたものですから、ここはもう該当しないものになります。

(委員長)

要するに、評価する云々のレベル前の価格の問題で1者になったものだから、評価の話まではいかなかったということですか。

わかりました。

(大野委員)

岩槻人形博物館の提案評価結果整理表を拝見させていただくと、点数の差があって、しかも、安藤ハザマ・佐伯JVの方たちが、あまり本当に落そうと思っていないというのか、明らかに点数に差があって、入札の金額も2千万差があるのですよね。鴻池・田中JVさんと戸田・松永JVさんとの1騎打ちといったら変ですけど、そうだったのかなと見えてしまうところもあるのですけれど。あくまでも、これはちゃんと安藤ハザマ・佐伯JVの意思によって、入札に参加したという理解で大丈夫ですよ。

(契約課長)

その通りです。提案書を作るのにもかなりの労力が必要となります。その上で参加されておりますので。ただ、今回、品質確保の加点が少ない業者につきましては、市の求めている水準と同程度の評価が多かったというのもあり、かなり加点ができなかったというのが大きく影響したと伺っております。加えて、加点が多かった業者は、具体的な提案が多く挙げられていたということで、加点が多くなったという話だそうです。

(小林委員)

本当に基本的なところからの質問になるのですけれども、岩槻人形博物館のケースですが。予定価格というのは、超えてしまうと取れないというのは分かります、普通超えないようにするものであると思うのですが、予定価格を超過するものを出してきているところをみると、どうしてこのようなことをするのかと。

(契約課長)

この案件につきましては、予定価格は事前に公表していなかった、出さない形での設計をお願いしていたところであります。予算額でしかなかったところですが、予算額と予定価格は若干違いまして、予定価格は、市の方で積算した基準の金額なのですけれども、そこは事前に出しておらず、事後に出した結果になってしまいましたので、そこでの提案者としては、予定価格を推測したなかで、このくらいだと思ったのが、実際は予定価格をオーバーしてしまったものです。事後で公表した結果として予定価格オーバー。事前に公表されていれば、当然そこまでいかない形での入札をされると思うのですけれども。伝えない形での提案だったので、オーバーしてしまったという結論でございます。

(小林委員)

予定価格というのは、予算とは違うということ。

(契約課長)

設計業者さんとしては、積算した結果、このくらいの金額でという提案をしたと思うのですが、市の方の予定価格が定まっていて、それよりも上回っていたために落札できなかったものです。予定価格を事前には公表しなかったことで、こういう結果が出てしまったと。

(小林委員)

予定価格を事前に出す場合と出さない場合があるのですか。

(契約課長)

ございます。

(小林委員)

予定価格が事前にだしてあれば、みなさんそれを上回る価格を出してくることはない。

(契約課長)

もし、それでやったならば、やる気はないと思われま。そういうわけですので、出すことはないと思います。

詳細につきましては、担当から。

(契約課係長)

今回の状況について、詳しく申し上げますと、今回、契約が成立した案件ということで、12月12日公告文ということで、資料の方を準備させていただいているのですが、一度ですね、この案件、7月の時点で発注を予定価格を事前公表という形で発注をさせていただきます。その時には、発注方式もちょっと違ったのですけれども、その時、紙入札による発注方式、事前公表でさせていただいたのですが、実際、その際には、参加申請は今回と同じように3者あったのですが、その後、開札を迎えるまでに、2特定共同企業体の方から辞退がありまして、具体的な理由はあれなんですけれども、手を引きますよということで辞退が出てしましまして。そうしますと、紙入札の場合、1者ですと競争性が確保されると考えるのが難しいということで、1回中止させていただいて、その後12月12日に再公告という形で発注させていただいたと。その際、予定価格は事後公表という形で再度公告させていただいて、成立に至ったという経緯がございます。

(小林委員)

そうすると、7月の状況を皆さん知ってらっしゃるのですから、12月の段階で予定価格が伏せてあったとしても、予定価格のおおよその金額は、予測がついたという状況なのではないでしょうか。

(契約課長)

おそらく、その通りだと思います。市の側で設計を見直して上げたのを想定して高くいれるという業者さんもいれば、同じだという想定で下げてくる業者もあったと思われます。事後公表で、結果として開けてみたところ、予定価格は若干上げたのですけれども、企業の思う上げ幅程、少なかったのが、結局1者しか、というところでございます。

(小林委員)

それは、7月に1者残ったところが、12月に1者入ったという形なのでしょうか。

(契約課係長)

組み合わせを申し上げますと、同じ特定共同企業体に参加しておりまして、今回戸田・松永JVが受注しているのですけれども、1回目の時には、辞退届は戸田・松永JVからは出ておりませんでした。鴻池・田中JVからもこの時は辞退が出ていました。

(小林委員)

安藤ハザマ・佐伯からは出ていなかったと。

(契約課係長)

安藤ハザマ・佐伯JVからは辞退は出ていなかったのですけれども、2回目は電子入札による発注を行って、1回目は紙入札で行って、1者では競争性が保てないということでその段階で中止となっております。

(大野委員)

これって、結局、設計のところからお願いしますということなので、さいたま市さんの方では、戸田・松永さんのJV以外からも、この価格で妥当だというような別のところからの金額の積算みたいなものは、取られたのですか。

(契約課長)

積算と言いますか、自身の、わが市の職員が設計している金額というものはあります。

(大野委員)

それをもってして、予定価格を決定してという流れで、客観的には、保たれているのだよということですね。

(高端委員)

基本的なことになると思うのですが、予定価格を伏せて、入札を行うことの意図はどこにあるのでしょうか。つまり、別の言い方をすれば、事前に公表して、入札を行うことと、伏せて行うこと。それは、どういう判断で、どういう意図でその違いを出しておられるのか。

(契約課長)

予定価格を事前に出すということは公平性の担保ということで金額は目安となりますので、不調になることは防げるということになります。ただ、業者の設計力であるとか、デザイン力、業者の積算能力、市内の発注を図るために自由競争をさせたうえでの、市にとって有利になる入札には事後にした方が、これは基本的にはいいと。

(高端委員)

なるほど。今回の場合は、なぜ最初予定価格を事前に公表して行ったのに、次にはそうしなかったのですか。

(契約課長)

今回と言いますか、流れといたしましては、基本的には予定価格は秘密にするのが原則だったのですが、ダンピングの防止等により事前公表というのが大前提となっていました。ところが、最近になりまして、積算能力を高める形で、何件かを事後公表とするという定めになったところでございます。

(契約課係長)

1回目、事前公表ということで辞退が相次いだところでありまして、事前公表をすることで他の数値を示してしまっているのです、2回目再入札には行かない形で設定させていただいております。2回目のチャンスはありません、ということでさせていただいております。事後公表にすると、ある程度他の数値を表に出さない形になっておりますので、2回目の再度入札、もう1回まで入札できますという取扱いで、さいたま市ではさせていただいております。事後公表、事前公表で大きく違っているところがございます、この人形博物館につきましては、オリンピックまでには開館という着地点が明確に決まっていたものですから、1回目不調で中止となりました、2回目再発注します、ここで、もう1回成立しないと間に合わないという、かなり追い詰められたところの発注でしたので、2回目は事後公表、金額も積算も見直した上での発注なので事後公表とさせていただいて、再度入札、もう1回入札ができるようにということで事後公表、再発注ができるかたちで発注させていただいた経緯がございます。

(契約課長)

1回公告してしまって、この案件にたいして参加者の募集がなかったという形になりますと、入札案件は無効というか、終わってしまうわけです。新たな入札案件として出すためには、何らかの違いを出さなければならない。事後公表にすれば、もう1回参加者があった時に、全員がオーバーしたとしてももう1回チャンスが生まれる、というところで、要件を変えた形での入札として発注したと。この要件の違いが事前と事後というところにあったものであります。事前ではなく事後として改めて発注が行われたと、事前と事後の違いを設けたものです。

(高端委員)

今回は、幸いにもGの点数が一番高い業者がたまたま予定価格以下で入札してくれていたのです、幸い技術力の評価の高い業者に決まりましたけれども、もしかしたら、安藤ハザマ・佐伯さんだけが、予定価格の範囲内となっていて、安藤ハザマ・佐伯さんが落札する可能性があったわけですか。

(契約課長)

ご指摘の通りです。

(高端委員)

けれども、事前に予定価格を公表した形で、この2回目をやるという選択肢はなかったのですか。その辺の仕組みがわかっていないので、このような質問がでてしまうのですが。

(契約課係長)

2回目も金額を表に出してしまって、さいたま市から出す数字はこれまでですよ、とやり方一つの方法としては、当然ありえたと思います。ただ、そういった中で、事前に公表してしまうことで、もともとの金額の方がおそらく合わなかったであろう辞退された方たち、必ずしも、先程説明ありましたように、言われた通りの金額を市が積算している、金額を見直して再発注しているわけではございませんので、もしかしたら、金額を示してしまうことで最初から参加申請自

体を行わないと言われてしまうことが懸念されたものですから、せめて事前公表を伏せることで参加申請ぐらい、まずは金額を見た時点で最初から参加申請をしませんというよりは、2回目は金額を上げているので、事後公表とさせていただく方が、参加に期待が持てるのかということもありまして、事後公表という選択を今回はさせていただいております。

(平澤委員)

通常、募集をしても応札者が0だとか、或いは、入札はしたが、落札者は0といった場合は、設計金額の見直しからやるのだけれども、これは設計施工に入ってしまったから、そういったことではなくて、金額を隠す形で違う入札の形にしたということでもいいのですか。

(契約管理部長)

工事だけの入札ですとか、設計施工の入札ですけれども、やり方は、変わりはないです。今回の場合、2回目の入札で決まったわけですけれども、1回目3JVが応募して2JVが辞退。2者辞退したということが、契約課で直接所管している部分というのが、極一部であって、ほとんどが、発注所管で全てやっていた入札になります。1回目につきましては。そこで、応募を掛けたのですが、3JVの応募があったのですが、札入れの時には2者が辞退という形になって1者だとそもそも公告で入札は中止にしますということをやっていたので中止にしたと。2者が辞退したときの状況を所管課が調査検討した結果、当初の設計額では、落札は無理なのではないか、といった検討結果となって、再度設計額を見直しにとりかかったと。2回目の公告に踏み切ったところ。2回目の公告に踏み切った時の予定価格を事後公表にした理由というのは、まさに係長がいったとおり、2回目の発注でオリンピックまでに間に合わせなければならない案件ということ、なおかつ、設計施工ということで、設計もできていない状況から始める案件ということで、結構長期間かかるということで、なんとしても2回目には、決めなければいけない、という状況に追い込まれていたと。事後公表にしたということは、1回目の応札で予定価格を超過しても、2回目を入れる権利がある。事前公表ですと1回で勝負をつけなくてはならない。1回駄目であるとそこで全て終わってしまうので、契約課としては、少しでもチャンスを広げたいがために、事後公表にして、応札の機会を拡大したというか、そういった方策をとったところ。です。

(高端委員)

1者が予定価格の範囲に収まったので、予定価格を超過した2者の再入札はないわけですね。

(契約管理部長)

はい。これは、3者が全部予定価格を超過したのであれば、2回目をお願いしますということで、札入れをさせるのですけれども、1者が予定価格の中に入ってしまったので、自動的にこれは落札候補者という形になります。

(高端委員)

結果としては、純粋な価格競争になったのですよね。

(契約課長)

はい、そうです。

(高端委員)

はい、わかりました。

(小林委員)

この岩槻人形博物館のように期限に迫られて、というケースはよくあることなのですか。

(契約管理部長)

平成28年2月頃行った館岩少年自然の家という教育委員会が出しました施設の建設工事につきましては、来年の4月開校に間に合わせなくてはならないという工事発注だったのです。それも、1回目の入札が不調になってしまいまして、2回目慌てて積算をやり直し発注して、2回目でもうにかひっかかったというケースもございます。そんなに多くはないのですけれども、このところ立て続けに続いたところです。

(小林委員)

委員会に来る前は、市の発注工事というものは、100%お金が支払われるわけですから、すぐたくさん業者さんがこぞって入札してくるのかなと思っていたのですけれども、そういったものでもないのでしょうか。

(契約課長)

条件といいますか、自分たちの積算と見合えば来ると思うのですが、繁忙期で技術職員が割けない、雇用の確保ができない、見積もれないという場合には、辞退する場合がありますので、色々分かれています。今回の議案1号その1のような30何者も応募してくる案件もあれば、5者ぐらいしかこないところもありますし、例えば、夏休み発注前ですと、学校の工事がいっぱい乱立してくるときには、0件ということもあります。

(小林委員)

ここ3年間くらいは、6年前に震災もあって建設工事手薄になっていますよね、かつ、オリンピックなんかがあったら、ここ3年くらいはなかなかこういう市が出しても数が少ないということが起きやすいのでしょうか。

(契約課長)

3年に限らず、時期の発注によりまして、平準化を建設業協会からも求められておりますが、分散して発注出来て一年間延べ幅でできれば色々なところでできるのでしょうけれど、例えば、道路の発注、修繕とかですが、年度末に多くなっているものと、その時期に対する工事の発注が非常に増えている。夏休み前ですと、学校の発注が増えています。そうなりますと、業者の方も手が回らないので、かたよることのないようにと要望があります。

(委員長)

よろしいですか。議案第1号については、意見というか、質問が多かったのですけれども。総括ということにしたいと思いますが、特段議案第1号については、意見はないということでもよろしいでしょうか。そうしますと、今回議案とされました案件に対する契約は、その手続きにおいて公平性が確保され、客観的にも適正に行われたものと認めるものといたします。

続きまして、議案第2号の工事請負契約に係る審議（通常指名競争入札）について、事務局から説明をお願いします。

【契約課長 議案第2号について説明】

(委員長)

はい。ありがとうございます。議案第2号について、何か質問・ご意見等ございましたら、お願いします。併せて審議もお願いします。

(高端委員)

最低制限価格を示さない意図はどこにあるのですか。

(契約課長)

こちらにつきましては、250万円以下というのはさいたま市の要綱におきまして最低制限価格を設定しないという取扱いになっております。その意図は、随意契約案件、随意契約ができるものが250万円以下と決まっておりますので、250万円以下は、競争入札ではなく随意契約であることから、最低制限価格をつけないという規定になっております。その中で、今回160万での入札だったものですから、その要綱が適用されて最低制限価格がつけられなかったものです。

(委員長)

特段意見はなしということによろしいでしょうか。それでは、議案第2号に対する意見等は、ないということで、今回議案とされた案件に対する契約は、その手続きにおいて公平性が確保され、客観的にも適正に行われたものと認めるものとします。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て審議が終了いたしました。

それでは、「その他」について、事務局から何かございますか。

(契約課長補佐)

はい。本日は、2議案につきまして、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

連絡事項が3点ございます。

1点目は、次回の開催日程でございます。平成29年7月から平成29年12月までの案件の審議につきまして、平成30年3月を予定しております。

後日、改めまして開催日程の調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、次回の審議案件を抽出していただく委員さんでございます。委員長を除く御名前順での輪番制となっておりますので、今回は、小林委員でございます。小林委員よろしいでしょうか。

3点目でございますが、新任の委員の皆様へ通知にて、ご案内差し上げておりました、源泉徴収票作成にあたり必要な、皆様の個人番号につきまして、閉会后、事務担当者がお席へお伺いしまして、収集・確認を行わせて頂きますので、ご協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

はい、以上の連絡事項について、何か質問・ご意見等ございますか。

それでは、平成29年度第1回さいたま市入札監視・苦情検討委員会を閉会いたします。

(契約課長補佐)

委員の皆様には、長時間にわたりどうもありがとうございました。